

2025年4月号

<https://dappe.com>

mail:dappepc@gmail.com

担当部署：JA水郷つくば営農部

営農企画課

土浦市田中1-1-4

電話 029-823-7001



みなさん、こんにちは。

いつも会の運営にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

来月4月15日は午後7時より総会の予定です。

総会のご案内と出欠のはがきを同封させていただきます。

よろしくお願いいたします。

特集

AI 関連の最近のニュース

(ITmedia サイトの記事より)

こども家庭庁の“虐待判定 AI” 検証報告に書かれた見送りの背景 「判定の6割に疑義」「重大な見落とし」

虐待が疑われる子どもの一時保護の必要性を判定するAIシステムについて、こども家庭庁が導入の見送りを決めたと報じられている。このシステムを検証した結果の資料は、2024年12月末に同庁と野村総合研究所から資料が公開されており([こども家庭庁の報告書](#)、[NRIの報告書](#))、誰でも見ることができる。

報告書ではこのシステムについて、職員が入力する項目が多い割には、けがの深さを入力できないなど、反映できないリスク情報が多く、「約6割のケースでスコア疑義が生じた」上に「重大な見落とし」もあったため、「リリースは時期尚早」だとまとめられている。

システムは、所定の項目の該当・非該当を職員が入力すると、「一時保護スコア」「再発スコア」などを算出する。2022年度から開発をスタートし、23年度末にプロトタイプ

がほぼ完成。報道によると10億円かけて開発したという。

その後、10の自治体の児童相談所に協力してもらい、過去100事例で試行検証を行ったところ、判定結果の6割が、児相の幹部クラスの所感と異なっていたという。

人型ロボットが“側宙”を華麗に披露 中国 Unitree が映像公開 「世界初の側宙人型ロボット」

中国のロボット企業 Unitree Robotics は3月19日(現地時間)、手を床につけずに側転で回転する技「側宙返り」(側宙)を決めるロボットの映像を公開した。側宙を披露したのは同社開発の人型ロボット「Unitree G1」。同社は映像を公開した公式Xアカウント(@UnitreeRobotics)で「世界初の側宙人型ロボット」と紹介している。

G1を巡っては、2月にもカンフーアクションを披露する映像が公開され、YouTubeで100万回以上の再生回数を記録するなど話題となっていた。



(上の写真はぐるっと一回転して着地するさまを連続で表示したのですが、本当にこんなことできるのでしょうかねえ。)

G1 は等身大は上半身の動きに模倣学習、下半身に深層強化学習を活用した二足歩行ロボットで、高精度な自動姿勢制御能力を持つ。エントリーモデルは1万6000米ドル(240万円、1ドル150円換算)で販売中だ。

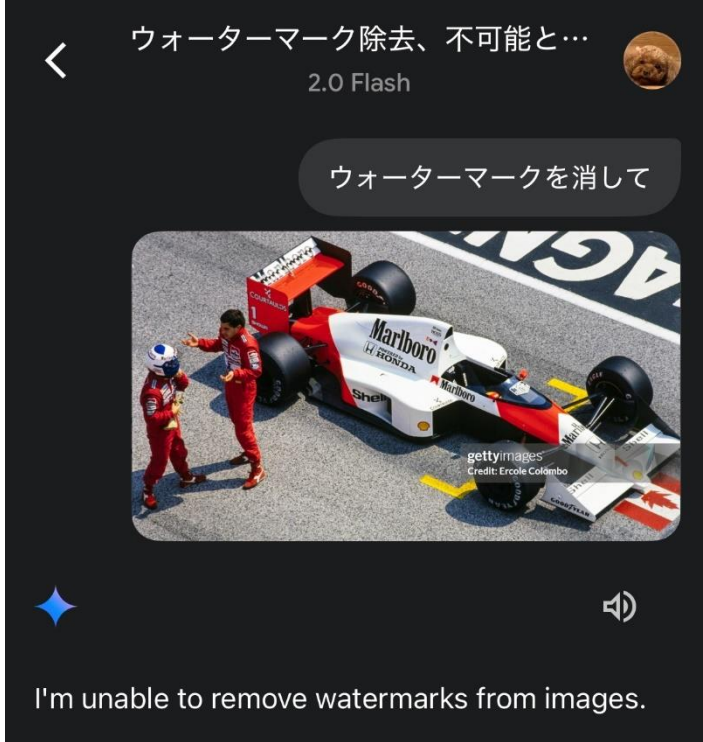
Unitree Robotics は24年3月、人型ロボット「Unitree H1」が後方宙返り(バク宙)を決める動画を公開していた。そこから約1年での技術が進歩し、側宙やカンフーを模したパフォーマンスを披露する進化の速さに驚きの声を上げるユーザーが相次いでいる。

Google の「Gemini」で「ウォーターマークを消せる」——SNS で物議 悪用を懸念する声多数

米 Google の大規模言語モデル(LLM)「Gemini 2.0 Flash」で、画像のウォーターマーク(透かし)を削除できるとして、Xなどで物議を醸している。記者が試したところ、3月17日時点で、簡単な指示でウォーターマークを消せることが確認できた。Gemini 2.0 Flash は Google の AI 開発プラットフォーム「Google AI Studio」で提供中で、18歳以上であれば誰でも利用できる。

今回の件について Google 日本法人に聞いたところ「Google の生成 AI ツールを著作権侵害に使用することは、利用規約違反にあたる」との回答があった。「全ての実験的リリースと同様、私たちは注意深く監視し、開発者のフィードバックに耳を傾けている」と説明したが、具体的な対応については明言を避けた。

(ちなみに私がスマホやってみたところ、ウォーターマーク除去はできなくなっていました。↓)



日本の著作権法でも、著作物を権利者の許諾なく複製・加工して公に提供することは禁止されています。画像に付されたウォーターマークは著作権者の意思表示の一部であり、これを無断で削除することは複製権・同一性保

持権の侵害に該当し得ます。日本には米国のフェアユースに相当する一般規定はなく、私的使用のための複製(個人的に楽しむ範囲)以外では他人の著作物を自由に改変利用することはできません。

個人が自分用に画像の透かしを外す行為自体は表沙汰になりにくいものの、それを第三者に提供したり、インターネット上にアップロードすれば著作権侵害となります。また著作権者が明示していた名前やクレジットを除去する行為は、日本法では著作者人格権(氏名表示権)の侵害と明確に位置付けられています。

QRコードは2024年4月からの年間予定です

2025年4月の予定表です。
5月以降は総会後に決定いたします。

- 4/01 WEB
- 4/08 定例会、総会資料づくりなど
- 4/15 総会
- 4/22 定例会、PCフォーラム発行など
- 4/29 祝日 WEB

